

令和7年度 部活動の運営について

令和7年4月1日

沖永良部高等学校

【はじめに】

部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

運動部活動においては、体力の向上・技能の向上を図り、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や課題解決の資質や能力の育成を図る。

文化部活動においては、芸術文化の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。

このような中、平成31年3月に鹿児島県教育委員会から通知のあった「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」）を受けて、本校では以下の考え方と活動方針で実施する。

【本校の考え方】

運動部・文化部とも「県の方針」を原則として適用するが、活動時間や休養日の設定等で「県の方針」を超える場合、「県の方針」の趣旨・内容を十分に踏まえ、調整をおこなう。

【活動方針】

- ・部活動の意義を踏まえ、県の方針を原則として、効率的で実効性のある活動に努める。
- ・生徒の自主性、自発的な活動を尊重し、人間性や社会性の育成に努める。
- ・生徒の健康・安全を第一に、怪我や事故等が発生しないよう配慮する。
- ・生徒に休養日の意義を理解させ、休養日を主体的に効果的に過ごす態度を育成する。
- ・部活動の運営において、顧問の負担が過重とならないよう、役割分担するなど協力体制を充実させ、心身共に健全に運営ができるように努める。
- ・計画に変更が生じた場合は、事前に生徒を通して保護者に伝える。
- ・上記の活動方針及び活動計画等を本校のホームページへの掲載により公表する。

参考)『鹿児島県部活動の在り方に関する方針』より（概要は、次ページ）

休養日及び活動時間の設定

【休養日】

1 学期中は週当たり2日以上設ける。

（少なくとも平日1日、土・日曜日1日以上）

※ 週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。

2 長期休業中は、学期中に準じる。

※ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

【活動時間】

1 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」(概要)

趣 旨

本方針は、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点や体罰等の不適切な指導の根絶に取り組む必要があることを踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で部活動が最適に実施されることを目指すものです。

内 容

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 部活動用指導手引等の普及・活用
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
 - (2) 地域との連携等
- 5 学校単位で参加する大会等の見直し

休養日及び活動時間の設定

【休養日】

- 1 学期中は週当たり2日以上設ける。
(少なくとも平日1日、土・日曜日1日以上)
- ※ 週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- 2 長期休業中は、学期中に準じる。
- ※ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

教育委員会や学校の取組

【県教育委員会】

- ・ 部活動の指導者を対象とする研修会を実施
- ・ 必要に応じて、市町村教育委員会を支援

【市町村教育委員会】

- ・ スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定

【学校】

- ・ 教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る方針」を策定
- ・ 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日等)を作成
- ・ 策定した活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表

部活動に関する方針の策定にともない、運動部活動の指導における体罰等の不適切な指導の根絶など運営の適正化を図るため、生徒を中心に据えた持続可能な運動部活動の指導の在り方に係る方向性として、次のとおり提言します。

運動部活動を持続可能なものにするための5つの提言

～「生徒が主人公の運動部活動」をめざして～

- 1 生徒の自主性を尊重し、生徒とともに、顧問も学び合う関係性の構築に努めること。
- 2 これまでの経験と最新の知見を取り入れ、プレーヤーズセンタードの考え方をもとに指導に努めること。
- 3 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう責任を持った指導に努めること。
- 4 生徒の人権に配慮した適切な指導を行うものとし、体罰等を絶対に行わないこと。
- 5 「する・みる・支える・知る」のスポーツへの多様な関わり方の視点を重視し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を目指すこと。

鹿児島県部活動適正化推進検討委員会